

知って安心！ 介護施設の費用を抑える 「負担限度額認定」のしくみ

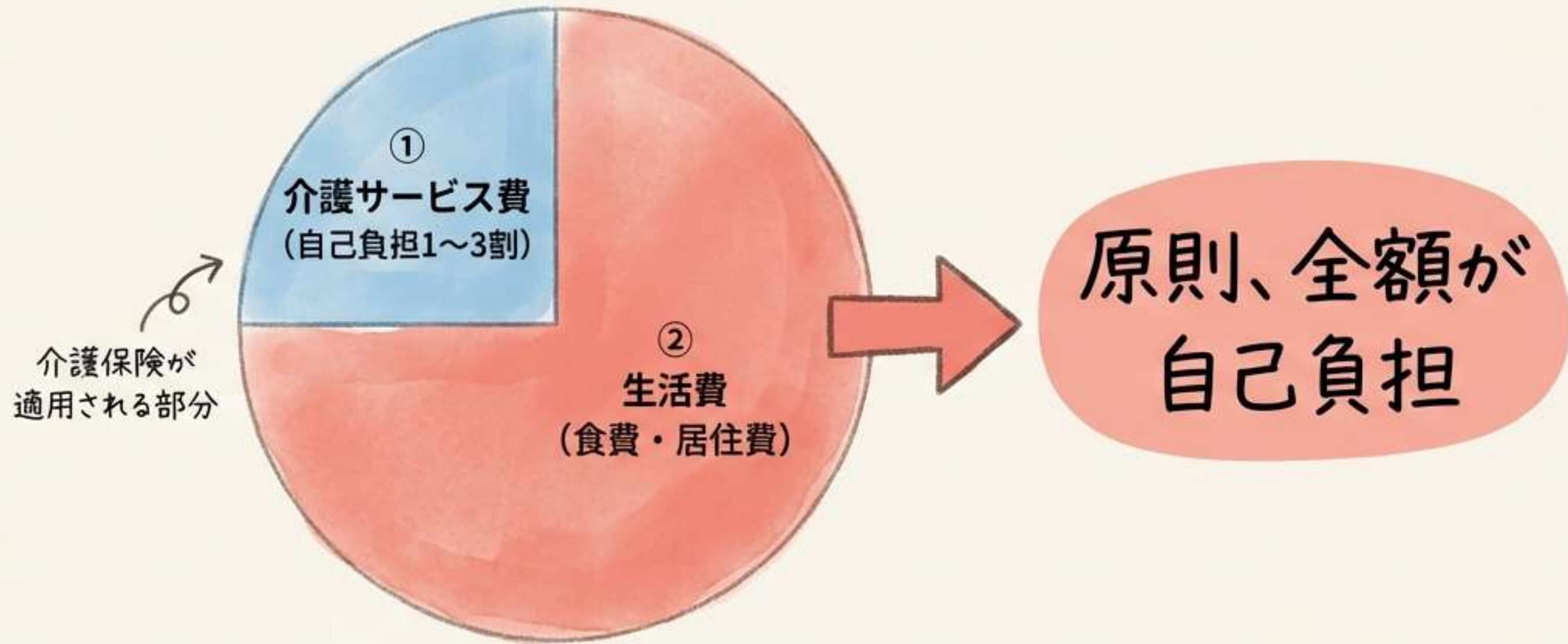
「介護施設の費用、将来のことを考えると
少し不安…」

そんな気持ちを「知る」ことで
「安心」に変えませんか？

この資料では、公的な制度を使って
賢く費用負担を軽くする方法を、
イラストで分かりやすく解説します。



そもそも、介護施設の費用って何がかかるの？



介護施設でかかる費用は、大きく2つに分けられます。

- ① 介護サービス費：介護保険が適用され、所得に応じて1~3割を負担します。
- ② 食費・居住費：日々の食事や部屋代のことで、こちらは原則として全額自己負担となり、家計への負担が大きくなりがちです。

その「食費・居住費」の負担を軽くするのが「負担限度額認定」です！



「負担限度額認定」とは、所得や資産が一定の基準を下回る方々を対象に、**施設での食費・居住費の自己負担に上限額（負担限度額）**を設ける制度です。

上限を超えた分の費用は、介護保険から「特定入所者介護サービス費」として給付されるため、自己負担を大幅に抑えることができます。

この制度を利用するには、お住まいの市区町村へ申請し、「**介護保険負担限度額認定証**」の交付を受ける必要があります。

あなたの負担はいくらになる？所得に応じた4つの段階

負担限度額は、ご本人の所得や世帯の課税状況に応じて、主に4つの段階に分けられます。

数字は1日あたりの上限額の目安です。



段階		対象となる方	食費の上限額（日額）	居住費の上限額（日額・目安）
第1段階	✓	生活保護受給者の方など	300円	0円～
第2段階	✓	世帯全員が住民税非課税で、 年金収入等が年額80.9万円以下の方	390円	370円～
第3段階①	✓	世帯全員が住民税非課税で、年金収入等が 年額80.9万円超～120万円以下の方	650円	370円～
第3段階②	✓	世帯全員が住民税非課税で、 年金収入等が年額120万円超の方	1,360円	820円～
第4段階	✗	上記以外の方 （住民税が課税されている世帯など）	制度対象外 （全額自己負担）	制度対象外 （全額自己負担）

- ・「年金収入等」には、課税年金だけでなく、遺族年金や障害年金などの非課税年金も含まれます。
- ・居住費は、施設の形態（多床室、従来型個室など）によって上限額が変わります。

条件チェック①：所得の条件はクリアできる？

認定を受けるための大原則は「世帯全員が住民税非課税」であることです。

【重要ポイント】「世帯」の考え方

住民票上の世帯



負担限度額の判定上の世帯



配偶者も
一緒に判定！

住民票を別にしている（世帯分離している）配偶者も、この制度の判定上は「同一世帯」とみなされます。ご本人が非課税でも、別居している配偶者が課税されている場合は、原則として対象外となります。

条件チェック②：資産の条件はクリアできる？

所得の条件を満たしていても、預貯金などの資産が基準額を超えていると対象になりません。

預貯金等の上限額（本人と配偶者の合計）：

- ✓ 第2段階の方：夫婦で1,650万円以下（単身なら650万円以下）
- ✓ 第3段階②の方：夫婦で1,500万円以下（単身なら500万円以下）

【対象になる資産（合計して計算します）】



預貯金
(普通・定期)



有価証券
(株式・国債など)

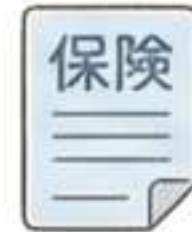


タンス預金
(現金)



金・銀
など

【対象にならない資産（計算に含めません）】



生命保険



自動車



腕時計・宝石
など時価評価が
難しい貴金属



不動産
(家、土地)

➊ **ポイント**：借入金や住宅ローンなどの負債は、資産の合計額から差し引くことができます。

どうやって申請するの？手続きは簡単3ステップ

STEP 1



STEP 2



STEP 3



書類を準備する

主に必要なのは以下の書類です。

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書（資産状況を金融機関等に照会するためのもの）
- ・本人と配偶者の預貯金通帳の写し（申請日から直近2ヶ月分など）

市区町村へ提出

お住まいの市区町村の介護保険担当窓口へ提出します。

認定証の交付

審査後、対象と認定されると「介護保険負担限度額認定証」が郵送などで届きます。この認定証を施設に提示することで、負担軽減が適用されます。

諦めないで！住民税課税世帯でも対象になる特例があります

世帯に住民税が課税されている方がいるため「第4段階」となり、原則対象外となった場合でも、以下の条件などを満たすことで、例外的に負担が軽減される「特例減額措置」が適用される可能性があります。

主な適用条件のチェックリスト（すべて満たす必要あり）

- ☒ 世帯の構成員が2人以上である
- ☒ 介護施設に入所し、食費・居住費を全額負担している
- ☒ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担・食費・居住費の見込み額を引いた額が80.9万円以下になる
- ☒ 世帯の預貯金等の合計額が450万円以下である
- ☒ 居住用の家屋等以外に利用できる資産を所有していない
- ☒ 介護保険料を滞納していない

条件は複雑ですので、「自分是对象外だ」と決めつけずに、まずは市区町村の窓口で相談してみましょう。



合わせて知っておきたい！介護のお金にまつわる他の制度

介護費用の負担を軽くする制度は他にもあります。「負担限度額認定」との違いを知っておくと、全体像がよく分かります。

高額介護サービス費

- ・対象：「介護サービス費」の自己負担（1～3割の部分）
- ・内容：1ヶ月の自己負担額の合計が、所得に応じた上限額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度です。
- ・ポイント：食費・居住費とは別の費用に対する上限制度です。

利用者負担割合（1割・2割・3割）

- ・対象：「介護サービス費」そのもの
- ・内容：所得に応じて、介護サービス費の自己負担が何割になるかを決めるものです。
- ・ポイント：こちらも毎年所得に応じて見直されます。

施設の請求書

食費・居住費

介護サービス費（自己負担分）

負担限度額認定

高額介護サービス費



まとめ：まずは確認と相談から始めましょう



介護施設の食費・居住費は、
「負担限度額認定」で軽くなる
可能性があります。

あなたが次にすべきこと【NEXT STEP】

1. 確認する (CHECK!)



- 世帯全員（別居の配偶者も含む）の住民税が非課税かどうか
- 本人と配偶者の預貯金などが基準額以下かどうか

この2点をまず確認してみましょう。

2. 相談する (CONSULT!)



少しでも「対象になるかも？」と思ったら、お住まいの市区町村の介護保険担当窓口へ相談することが一番の近道です。ためらわずに、まずは電話一本から始めてみましょう。